

会社や職種に関係なく
一人でも誰でも入れる
労働組合
千葉スクラムユニオン



2011年4月30日 第6号
発行：千葉スクラムユニオン
千葉市中央区祐光2-5-8
ハイツカメリア202号
TEL/FAX: 043-221-2525
E-mail: t-oyana@lapis.plala.or.jp
URL: http://scrunion.web.fc2.com/

■発行責任者：大嶋甲三 ■編集責任者：平野良成

「自粛」に負けるな 東日本大震災の影響色濃く

統一自治体選挙は終わりました。3月11日大震災後の「自粛」は春闘にはじまり、節電、そして「選挙の訴えの自粛」へと続きました。「脱原発」を掲げ堂々と訴えた候補はどれほどいたのでしょうか、主張することさえも「自粛」させられていないでしょうか。

桑村・浦田・富塚の3候補が当選 岩崎・たつみは惜敗す 自治体選挙

千葉スクラムユニオンが支援した、自治体選挙の候補は銚子の桑村邦博、船橋の浦田秀夫、佐倉の富塚忠雄、そして習志野の宮内一夫が当選しました。残念ながら佐倉の岩崎茂と習志野の辰巳久美子の2名は力が及びませんでした。特に岩崎茂は次回必勝に向け直ちに活動を開始してほしいものです。（敬称は略しました）組合員の皆様のご協力を感謝いたします。

不満ながらも金銭和解

能城総合企画のKさん 時間外未払い問題については、不満は残るものの105万円を和解しました。
4月27日に中丸弁護士事務所で開催された報告会が行われました。
船橋自動車学校のAさん

労働相談 ホットライン

一人で悩まないで
あなたの悩みを
一緒に解決します。
043-221-2525
午後5時～8時

ん、時間外未払いと「セクハラ・パワハラ」問題については、会社側と対立しています。4月27日に第4回団交を行いました。千葉上野クリニックのSさん、通勤途上の怪我也がもとで、解雇の不安および待遇の改善問題については、「解雇する意思はない（100%雇用継続を前提とはしないが）」と、従って団体交渉の必要はない」という趣旨の回答書がクリニックからユニオンに届きました。こちら雇用継続を第一と考え、団交は行わずともSさんと緊密に連絡しながら推移を見守ります。なお、Sさんは5月から組合員になります。

第二回交流懇談会

5月29日（日）
13:00～15:00
国労千葉事務所

労働相談ピラ配布

5月10日（火）
17:30～
JR千葉駅前

労働契約に会社がつけてはならない条件

◆賠償予定の禁止（労働基準法第16条）
労働者が、契約期間の途中で会社を退職したときや、労働者の不注意で会社の備品を壊してしまったときには、ペナルティとしていくら支払う、というように、あらかじめ労働契約に賠償額を決めておくことは認められません。

◆前借金相殺の禁止（同法第17条）
使用者が、労働者に賃金を前貸しして、前借りした賃金は毎月の賃金から返済させるようにし、借金が残っている間は退職することができないようにする、という行為は許されません。

◆強制貯金（同法第18条第1項、第2項）
使用者が、労働者に賃金の一部又は全部を強制的に会社に積立てさせる行為は、会社への不当な足止めにつながり、また賃金の全額払いの原則にも反し、認められません。

ただし、「社内預金」のように、会社が、労働者の意思に基づいて、賃金の一部を天引きして管理することは、会社が、労働基準監督署長へ労使協定を届け出ることによって認められています。